平成２６年（フ）第１４号
島根県出雲市多久町881番地　市営鳴竹住宅212
債務者　木佐　弘之
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第１６号
島根県出雲市塩冶町983番地３　浜村荘15
債務者　土江　孝志
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第１１号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来1368番地の１
債務者　山本　香織
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第１１号
新潟県糸魚川市蓮台寺２丁目10番11号
債務者　齊藤　圭子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第１２号
新潟県上越市東雲町２―９―16　レオパレスメゾンプロシード109号、住民票上の住所新潟県上越市東雲町２丁目12番30号　上越火力直江津寮
債務者　鈴木　高夫
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第１３号
新潟県妙高市関川町１丁目14番34号
債務者　藤井　明美
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第３３号
岡山県倉敷市福田町浦田1824番地４　雇用促進住宅３―103
債務者　髙坂裕美子
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
北海道岩見沢市志文本町１条６丁目５番５―２号　志文団地34号室
債務者　落合　竜星
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第１５号
北海道岩見沢市志文本町１条６丁目５番５―２号　志文団地34号室
債務者　落合　文音
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第１００号
埼玉県川口市西川口３丁目14番１―504号　マリオン川口第２、旧住所埼玉県川口市上青木２丁目51番６―303号　キャッスル北沢上青木
債務者　菱沼志乃ぶ
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１８４号
さいたま市緑区大字大間木2051、住民票上の住所さいたま市緑区東浦和２丁目49番地８203
債務者　秋本　克已
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１８５号
さいたま市緑区大字中尾1511番地１　エステートピア東浦和102、旧住所さいたま市緑区東浦和２丁目49番地８　203
債務者　秋本　節子
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７０号
埼玉県狭山市入間川３丁目６番31号　中の坂コーポ201、前住所埼玉県狭山市鵜ノ木11番16号　アリア103
債務者　安住　和廣
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第８１号
埼玉県狭山市大字東三ツ木85番地の３　奥富荘102、前住所埼玉県狭山市柏原198番地の24
債務者　西　美千男
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１１６号
埼玉県ふじみ野市西２丁目10番27号　Ｆ．Ｉ．Ｓ上福岡
債務者　湯治　定夫
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２３号
千葉県銚子市松本町５丁目316番地の５　セレ・レインボー201
債務者　岩井久美子
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第４９４号
静岡県駿東郡長泉町下土狩857番地の17、前住所静岡県駿東郡長泉町下土狩169番地の１エンゼルフォレシス三島西206号
債務者　高田　昌幸
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係